

第 1-73 号  
受 6.3-4 付

運航基準

令和 6年 3月 1日  
有限会社 らんの里沖縄

目 次

- 第1章 目的
- 第2章 運航の可否判断
- 第3章 船舶の航行

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、大龍池周遊航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	波高
13m/s以上	0.2m以上

2 船長は、降雨等により大龍池の水位が上昇し、水面と係留岸壁の床面との垂直距離が0.2m以内となった場合は発航を中止しなければならない。

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあるときは、周遊を中止し、反転、避泊または入航の措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪	動揺
15m/s以上	波高 0.5m以上	横揺れ 10度以上

3 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、その時の状況に適した安全な速力とし、反転、避泊又は入航の措置をとらなければならない。

視程	50m以下
----	-------

(運航の可否判断等の記録)

第4条 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を航海日誌に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

## 第3章 船舶の航行

(運航配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常運航配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 起点、終点及び変針点の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路(針路、変針点等)
- (3) 標準運航時刻
- (4) 水深
- (5) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用(第1)基準経路とする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は次表のとおりとする。

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	1 ノット	800rpm
微速	2 ノット	900rpm
半速	5 ノット	1,100rpm
航海速力	10 ノット	1,500rpm

2 船長は、速力基準表を操舵席から見易い場所に掲示しなければならない。

(通常連絡等)

第9条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、運航管理者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

(1) D地点 (運航基準図に記載)

(2) 連絡事項

- ① 通過地点名
- ② 通過時刻
- ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
- ④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第10条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、携帯用トランシーバーによる。

機器点検)

第11条 船長は入港着岸(棧)前、棧橋手前(防波堤手前)30m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進(CPPの場合は翼角作動)、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第12条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容をPCの乗船記録表(備考)に記録するものとする。